

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

### 公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 鯖江市越前漆器伝統産業会館（うるしの里会館）  
(2)指定管理者 越前漆器協同組合  
(3)施設の所管課 産業交流部産業振興課
- 3 監査の期日 調査期間 令和7年11月13日から令和7年11月28日まで  
監査委員による監査期日 令和7年11月28日（金）
- 4 監査の範囲 令和6年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか。また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。  
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。  
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。  
 (3)利用促進のための努力はされているか。  
 (4)経費の縮減は図られているか。  
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。  
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。  
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 施設の概要

施設名	鯖江市越前漆器伝統産業会館（うるしの里会館）
所在地	鯖江市西袋町第40号1番地2
竣工時期・面積等	昭和54年3月竣工、平成17年3月増改築 ア 研修棟（RC造2階建） 1,111.50㎡ イ ホール棟（木造2屋建） 529.22㎡ ウ 展示棟（木造平屋建） 580.00㎡ エ 職人工房（木造2階建） 193.83㎡ オ イベント広場 普通駐車場55台・大型3台、倉庫1
指定管理開始日	平成21年4月1日
指定管理選定方法	指定

### 2 指定管理者の概要

名称	越前漆器協同組合
代表者	代表理事 土田 直
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日（4期目：1年次）
指定管理料	指定期間総額 137,200,000円以内 令和6年度 27,440,000円

### 3 施設の利用状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者	50,440	63,925	78,222	78,240	77,666
施設利用	187	292	395	387	500
体験利用	937	2,058	1,724	1,799	1,821

4 令和6年度 収支決算書

〔収入〕

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額	内 訳
施設運営収入	400,000	477,260	77,260	
利用料金収入	400,000	477,260	77,260	会館使用料
企画事業収入	12,000,000	12,912,638	912,638	
ショップ売上	12,000,000	12,912,638	912,638	ショップ売上
指定管理料	27,440,000	27,440,000	0	
収入計	39,840,000	40,829,898	989,898	

〔支出〕

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額	内 訳
管理運営費用	32,400,000	31,973,795	△ 426,205	
人件費	12,000,000	12,565,442	565,442	局長、次長、事務局員
消耗品費	560,000	621,383	61,383	事務消耗品等
燃料費	60,000	74,111	14,111	ガソリン代等
印刷製本費	450,000	387,037	△ 62,963	印刷費
光熱水費	8,000,000	6,798,329	△ 1,201,671	電気、水道料金
修繕費	800,000	1,044,362	244,362	施設修繕
通信運搬費	300,000	269,766	△ 30,234	電話・郵便料
保険料	260,000	259,429	△ 571	火災保険等
委託料	5,500,000	5,395,078	△ 104,922	機械保守点検等
使用料・賃借料	800,000	911,782	111,782	機械リース等
備品購入費	0	0	0	
その他	3,670,000	3,647,076	△ 22,924	企画展、職人工房、広告料等
企画事業経費	7,440,000	8,666,062	1,226,062	
ショップ運営費	7,440,000	8,666,062	1,226,062	ショップ仕入、経費等
その他	0	0	0	
支出計	39,840,000	40,639,857	799,857	

当期 収入計－支出計	0	190,041	190,041	4/1～3/31までの収支
------------	---	---------	---------	---------------

### 第3 監査の結果

鯖江市越前漆器伝統産業会館の指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、一部の改善事項を除き、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、改善事項は下記のとおりであり、留意すべき軽微な事務処理上の事項については口頭にて改善を促した。

#### 1 指摘事項

記載すべき事項なし

#### 2 改善事項

##### (1) 漆器製作体験業務について【指定管理者・所管課】

業務仕様書第3の3「伝統産業会館の管理運営業務（2）体験業務」について、収入支出ともに事業報告書の収支決算に計上していない。指定管理者と所管課で協議し適正に処理されたい。

##### (2) 備品の取扱いについて【指定管理者・所管課】

備品の管理において、指定管理費で購入した物品を備品として扱う範囲が不明確であり、必要な承認や報告の手続きについて、市と指定管理者の間で認識の相違が生じている。備品の対象範囲を整理し、適正な管理を行うこと。

##### (3) 喫茶椀椀について【指定管理者・所管課】

喫茶椀椀は、施設の一部を占有して食事の提供や軽喫茶運営を行っているが、貸館利用の際の利用料金額を徴収している。喫茶の運営目的や施設利用の性質を踏まえ、指定管理者と所管課の間で協議のうえ、業務上の役割や位置づけを明確にすること。

##### (4) 施設および設備の維持管理業務について【指定管理者・所管課】

業務仕様書第3の4「施設および設備の維持管理業務」について、各種点検等の頻度等に関して、業務仕様書に規定された内容と異なる項目が見受けられる。指定管理者と所管課で、点検業務の内容および回数を精査・協議されたい。また、業務仕様書に規定されている「維持管理計画」の市への提出が確認できなかった。今後は、年度当初に提出するよう、改善すること。

(5) AED設置について【指定管理者・所管課】

AED本体は設置から14年経過しており、一般的な耐用年数を超過している。メーカーが定める耐用期間や使用可能状態について確認し、本体および消耗品ともに、日常点検や交換についての管理体制を整えられたい。

(6) 個人情報の取扱いについて【指定管理者】

基本協定書の個人情報取扱特記事項第4条「安全管理措置を市に書面で報告」が履行されていない。安全管理措置を報告し、個人情報の安全管理に努められたい。